

外国籍教員の「教諭」としての任用を求める署名

公立学校に、採用試験に合格して正式採用された外国籍の教員がいます。毎日、授業やクラブ、その他の業務を他の教員と同じように行いながら、しかし、外国籍というだけで職名が「教諭」ではなく「講師」とされ、経験を積めば多くの教員が任される「学年主任」や「進路指導主任」などにも就くことができません。

その原因は、1953年に内閣法制局が示した、「公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要」という見解にあります。1991年の「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」により、教員採用試験を受験できるようになりましたが、同年、文科省が「就任できる職種は、期限を付さない常勤講師」「校務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の主任の指導・助言を受けながら補助的に関与するとどまる」とした通知を出したことにより、このような問題が起こっています。

子どもにとっては他の教員と同じように「先生」であり、同じ仕事をしているのに、こうした差別的な扱いは合理的ではありません。校内の話し合いで「主任」となったのに、国籍が原因で降任することになり悔しい思いをした教員もいます。

教育の世界でもグローバル化が言われ、小学校でも外国語の学習が始まっている昨今、こうした制約は時代に合わないものであり、採用した以上は国籍に関係なく、同じ身分、条件で取り扱うべきです。

こうしたことから、私たちは、下記のことを要求します。

記

- 1、外国籍の教員の職を「教諭」とするなど、国籍による差別をなくすよう国に対して意見をあげることを。
- 2、せめて和歌山県内では、職を「教諭」とするなど、国籍による差別をなくすよう制度を整備すること。

氏 名	住 所

取扱い団体：和歌山県教職員組合

〒640-8269 和歌山市小松原通 3-20 教育会館内
TEL 073-423-2261 FAX 073-436-3243